第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 (法人にあっては名称)	国家公務員共済組合連合会
住所	東京都千代田区九段南１－１－１０　九段合同庁舎
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	社会保険事業団 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 8511 ）
事業の概要	長期給付事業・福祉事業

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

事業者の温室効果ガス削減を目的とする推進体制については未整備(準備中)。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	3,194　t-CO_2	3,130　t-CO_2	2.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		3,130　t-CO_2	2.0　%
目標設定の考え方	床面積を指標として考えた。 3年間2%の原単位削減を目指す。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

事業所においては、
経年劣化・老朽化した設備機器について、費用対効果を考慮し高効率な機器を導入することとし、空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。また、電気、水道、ガスの効率的な使用を進めると共に、省エネ機器の導入により、温室効果ガス実排出量を抑制する。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

活用なし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

事務所においては、
温室効果ガスの排出抑制のため、次の点を基本方針として対策に取り組みます。
1）設備機器の更新を中心とした省エネルギーの推進及び節電による取り組み
2）節電を中心とした取り組み
3）廃棄物の減量による取り組み
4）従業員の啓発・教育による取り組み

５　その他の取組

事業所においては、
・各職場にエコ推進員（仮称）を置くなど全職場的取り組みを展開する。
・エコ活動推進に関するアイディアを全職員から聴取し、その中より実現可能な案件を公表・実施しながら継続的に職員の意識啓発を行う。
・文書等を電子媒体化し、印刷物を削減する。
・廃棄物（ごみ）の分別処理を確実に行う。
・空調機器等、年2回フィルター清掃を実施する。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。